

第10章 準備書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の14第1項の規定に基づく環境影響評価書についての経済産業大臣の勧告（平成27年12月18日 20150513 商第8号）は、次のとおりである。

経済産業省

20150513商第8号

平成27年12月18日

株式会社市民風力発電

代表取締役 鈴木 亨 殿

経済産業大臣 林 幹雄

株式会社市民風力発電「(仮称)石狩コミュニティウインドファーム事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成27年5月13日付けで届出のあった「(仮称)石狩コミュニティウインドファーム事業環境影響評価準備書」について、電気事業法(昭和39年第170号)第46条の14第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。また、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第20条第1項の規定に基づく北海道知事からの意見は、別添のとおりである。

記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく北海道知事の意見を勘案し、電気事業法第46条の12の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮するとともに、電気事業法第46条の14第2項の規定に基づく環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (4) 周辺の他事業者による風力発電所との累積的な環境影響が懸念されるため、実行可能な範囲で周辺の他事業者と環境情報を共有し、地域全体で効果的な環境保全措置を講ずることで、環境影響を低減させるよう努めること。特に、バードストライク事故等重大な環境影響が懸念される情報は積極的に情報共有を図ること。

2. 各論

(1) 追加調査の実施について

本事業に伴う動物への影響を把握するための調査が、既存文献等を踏まえて適切かつ十分に実施されていないと考えられる。

このため、適切な専門家等への意見を聴取した上で、既存文献等により希少種の生息が確認又は予見される地点及びその周辺において調査地点を設定し、希少種の生息状況を適切に把握できる手法により追加調査を実施すること。また、追加調査の結果に応じて、必要な環境保全措置及び事後調査を講ずること。

特に、対象事業実施区域の周辺では、エゾクマドリ、エゾアカヤマアリ等希少な動物の生息が確認されていることに十分留意して調査を実施すること。

(2) 騒音について

施設の稼働に伴う騒音の近隣住居への影響が懸念されることから、以下の措置を講ずること。

- ① 風力発電設備の設置に当たっては、冷却ファン及びインバータファンを含めた最新の低騒音型設備の採用を検討すること。また、吸音材の設置等騒音低減措置を可能な限り講ずること。
- ② 施設稼働後の環境監視は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に沿って実施し、その結果に応じて、夜間の出力制限運転等追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類について

対象事業実施区域の周辺では、オジロワシ等の希少猛禽類の飛翔が確認されており、本風力発電設備の設置場所に近接する既設風力発電設備において、オジロワシのバードストライク事故が発生している。また、鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、本事業による重要な鳥類に対する環境影響を回避・低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ① バードストライクの発生を低減するために、関係機関との協議・調整を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置を施設稼働前に講ずること。また、バードストライク対策に関する最新の知見の収集に努め、今後効果が確認された対策については、本事業に導入するよう検討すること。
- ② バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、オジロワシ等重要な鳥類の衝突・接近等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、オジロワシ等重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(4) 生息環境について

対象事業実施区域及びその周辺に隣接するカシワ林を含む保安林は、重要な鳥類及びコウモリ類の採餌場や移動経路になっている可能性があることから、これら生息環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観について

石狩浜海浜植物保護センター等からの眺望景観について、地域住民等による眺望

目的の利用が確認された場合は、これら眺望点における景観への影響を回避又は極力低減すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。